

令和7年12月3日

障害福祉サービス事業所
障害児通所支援事業所 御中

健康福祉局障害福祉部障害者支援課
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

放課後等デイサービスと就労選択支援における同一日利用について

令和7年10月31日付けで、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の一部改正について」で、放課後等デイサービスと就労選択支援における同一日利用について示されましたので通知いたします。

●主な改正点

児童福祉法第63条の2及び第63条の3に基づき障害者とみなされた障害児が就労選択支援を利用する場合については、就労選択支援が就労に向けた客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスであることを踏まえ、以下のような場合は同一日に併給できる。

- ・放課後等デイサービスとの同日利用（満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する等）
- ・障害児入所施設との同日利用（障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する等）

なお、近隣に就労選択支援事業所がない場合は、就労移行支援によるアセスメントを代わりに利用することになるところ、就労移行支援によるアセスメントについても、放課後等デイサービス又は障害児入所支援との支援内容及び報酬に重なりはないと考えられることから、就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限り、就労移行支援及び放課後等デイサービスや障害児入所施設との同一日の併給を認める（就労アセスメント以外の就労移行支援は、従来どおり放課後等デイサービスや障害児入所施設と同一日に併給できない。）。

【問い合わせ先】

- 障害児通所支援について
子ども福祉課 052-972-2520
- 就労系サービスについて
障害者支援課 052-972-2639